

伊奈町行政文書における性別記載欄の見直し指針

1 目的等

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」が制定され、性の多様性についての理解や配慮を求める動きが広まりつつある一方で、未だにLGBT等の性的少数者（以下、「性的マイノリティ」という。）の方々は日々の生活の中で多くの困難を抱えている。

中でも、自らの性別に違和感を持つ性的マイノリティの方の精神的苦痛として、性別記載欄が男女の2択から選択することへの抵抗感や悩みを感じるといった事例が挙げられている。

このような状況を踏まえ、本町における性的マイノリティの方への人権に配慮した取組を推進するため、各種申請書等の性別記載欄の取扱いについて見直しを進める。

本指針は、見直しを行うにあたっての判断基準や記載方法などの考え方を示すため策定するものである。

2 対象文書

- (1) 町民が町に提出する文書（申請書、届出書、報告書等）
- (2) 町が町民に交付する文書（証明書、通知書、許可証等）

3 性別記載に関する基本的な考え方

【性別記載の基本方針】

業務上、性別情報が必要な場合や法的に義務付けられている場合を除き、原則として性別記載欄は設けないものとする。

① 業務上性別情報が必要な場合

- (1) 統計上、収集する必要がある場合
調査研究やニーズ把握のために必要なとき
- (2) 医療上、性別情報を収集する必要がある場合
検診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき
- (3) 性別により配慮または対応を区別する必要がある場合
休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき
- (4) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合
手続き上、戸籍上の性別情報が必要なとき
- (5) 男女共同参画の観点から、性別情報を収集する必要がある場合
様々な活動に参画する機会の性別による差の改善や男女の参画機会の現状を把握するために必要なとき
- (6) 上記(1)から(5)のほか、業務上必要とする明確な理由があつて性別情報を収集する場合

② 性別欄を設ける場合の配慮

性別情報を収集する場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、性的マイノリティへ配慮した方式について検討する。

例1	性別【 男 ・ 女 ・ () 】(記入は任意です。)
----	-----------------------------

※選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する

例2	性別【 男 ・ 女 ・ 回答しない 】
----	---------------------

※回答しない選択肢を設け、未記入も可とする

例3	性別【 】*統計上必要ですので、戸籍上の性別を記入してください。
----	----------------------------------

※戸籍上の性別を記載してもらう

4 本方針の運用

今回の調査等において、現在、使用している各種申請書等については、「3 性別記載に関する基本的な考え方」に基づき、性別欄の必要性を判断し、見直しを進めていく。

【参 考】

性別記載の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別記載が定められている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文に性別記載する旨が規定されているか。 ・ 法令等で様式が定められているか。 ・ 法令等で申請等が義務付けられているが様式の定めがない場合、不要に性別記載を求めているか。
2	統計的調査・アンケート等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか。
3	医療上性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。
4	性別により配慮または対応を区別する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区別が必要か。 ・ サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
5	本人確認として性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認ができないか。
6	男女共同参画推進のため性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「伊奈町男女共同参画プラン」において、数値目標等が定められているか。 ・ 性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか。
7	その他上記以外の理由で性別情報収集を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報利用可能なシステム等ですでに性別情報を保有していないか。 ・ 他自治体等との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか。 ・ 法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか。

各種申請書等における性別記載欄要否フロー

